

「盛岡さんさ踊り」出店要領

盛岡さんさ踊り実行委員会

1. 出店条件

- ・盛岡商工会議所の会員事業所の方
- ・盛岡さんさ踊り期間中4日間出店および毎日搬入・搬出（撤去）ができる方
- ・保健所の営業許可をお持ちの方
- ・安全な食材を使用し、食品表示法関係法令を遵守した適正な商品を提供できる方
- ・食品営業賠償共済等、食中毒に対応した賠償保険に加入している方
- ・反社会勢力に関係のある方や所属している方、また実行委員会が不相当と判断した方は出店をお断りいたします。

2. 日 時 令和5年8月1日（火）・2日（水）・3日（木）・4日（金）

搬入・陳列開始：17時00分～（交通規制開始後）

営業開始：準備完了後、随時

完全撤収：21時15分

3. 場 所 岩手県庁・岩手県公会堂間の道路（出店は岩手県庁側）

※公会堂側の道路には、街商組合の店舗が出店します。

4. 出店料 100,000円（税込）

7月22日（金）までに下記の指定口座にお振込みください。入金が確認できない場合は出店できませんのでご注意ください。振込手数料はご負担ください。

銀行名：岩手銀行

支店名：本店

種 別：普通

名 義：盛岡さんさ踊り・盛岡花火の祭典実行委員会

口座番号：0472368

※出店料には、運営費、イベント保険料、警備費等が含まれます。

※テント等設備や駐車場は、各自での手配となります。

※大雨や雷等自然災害等によって中止となった場合は、その日数に応じた金額を後日返金致します。パレード開始後に中止となった場合は、別途調整します。

※本出店料と盛岡さんさ踊り・盛岡花火の祭典の協賛金は、重複できません。

5. 出店小間 小間は間口3.0m・奥行き2.0m（いずれも最大）で12小間を募集します。

※募集小間数を超える申込みがあった場合は、抽選となります（先着20者限定）。

※抽選となった場合、7月14日（金）11:00から、盛岡商工会議所（盛岡市清水町14-12）において抽選会を開催致します。

6. 申込方法 別紙申込書に記入の上、7月13日（木）までにFAXまたはMailにて申込ください。

7. 注意事項等

●盛岡さんさ踊りは、小雨決行です。

●以下の物品等は、各自で手配してください。

- ・タープテント（必ず設置してください。また、強風等で飛ばないように対策してください）
- ・販売台等で使用する長テーブルやイス
- ・電力を使用する場合の発電機、コンセント等

- ・保健所への臨時営業許可等申請（許可証取得後は、事務局までコピーを送付ください。また、当日はテント内に掲示してください）
※消防署の露店等開設届の申請は事務局で取りまとめ申請します。使用器具の情報と店舗内配置図等を申込時に提出してください。
- ・火気を使用する場合：使用期限内の消火器1本、火気使用器具は不燃性の台上（耐火ボード等）
※煙の排出等、他の出店者や通行人への配慮をお願いします。
※ガソリンの継ぎ足しは禁止します。
- 出店者用の駐車場はありません。
- LPガス使用の際は、ボンベの転倒防止措置を講じてください（ロープ止め等で括りつける）。
- 飲料食品のほか、物品販売も可能です。
- 売価の設定、販売方法は出店者の責任で行ってください。
- 食中毒防止のため、食材を吟味し、調理器具の洗浄・消毒、手洗い・マスク他衛生管理を徹底してください。
- 食肉等の過熱・調理後の放冷は充分に行い、温度管理は各自徹底してください（クーラーボックス推奨）
- 出店配置は主催者で決定致します。
- 看板等を設置する場合は、歩行者の安全確保のため転倒防止の措置をとってください。
- テント等の指定場所（車道上）への設置は交通規制開始の17：00以降となります。
- 荷物搬入で車両を使用する場合は、駐停車禁止等のルールを順守してください。
- 自店から発生したゴミは必ずお持ち帰りください。
- 滅失、破損等は出店者の負担となります。
- 当日は、盛岡中央消防署の査察がありますので、ご協力をお願いします

そのほか、ご不明な点につきましては、運営会社までお問い合わせください。

9. 運営会社

株式会社東広社

〒020-0878 盛岡市肴町4-20 永卯ビル4階

TEL：019-623-5411 FAX：019-653-6707

Mail：sansa2023@tokosha.jp

※平日9：30～17：30の対応となります。

10. 実行委員会事務局

盛岡商工会議所 地域振興部

〒020-8507 盛岡市清水町14-12

TEL：019-624-5880 FAX：019-654-1588

mail：info@sansaodori.jp